

平成23年9月16日

様

**合併特例債の発行期間の延長及び
学校施設環境改善交付金に関する
要 望 書**

長野県市長会

要 望 書

平成23年9月16日

様

長野県市長会

会 長 母 袋 創 一

日頃、地方自治の振興にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私たち長野県市長会は、8月29日に開催した第129回総会において、全国的に経済状況が低迷する中、合併建設計画に基づく事業を円滑に実施するとともに、事業執行の平準化を図る観点から、合併特例債の発行期間の延長と安全・安心な学校づくりを進めるための財源措置について、全会一致で要望することを決定いたしました。

つきましては、別紙のとおり要望いたしますので、要望の主旨をご理解いただき、早急に実現されるよう特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

合併特例債の発行期間の延長に関する要望

合併特例債は、合併市町村における地域の「一体性の確立」及び「均衡ある発展」のため、新市建設計画に基づく建設事業への財政措置として創設され、「合併年度及びこれに続く10か年」を限度として発行できることとなっております。

しかしながら、合併後の経済状況の悪化や社会情勢の変化に伴い、市税収入が大幅に減少する中で、財政運営は厳しさを増しており、建設計画期間の延長を余儀なくされているのが現状であります。

また、将来の公債費負担の抑制及び後年度の健全なる収支バランスを保つためにも発行額の平準化を行い、単年度負担の軽減を図る必要があります。

加えて、今年3月11日に発生した東日本大震災の影響は、財源の確保並びに建設資材等の調達など、依然、不透明な状況にあり、去る8月24日には、議員立法により被災72市町村に限り特例法が可決成立しました。

以上を踏まえ、被災市町村に限らず、合併後10年という期限の中で、建設計画に基づく事業を実施することは、極めて困難な状況にあることから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、合併特例債の発行期限を5年間以上延長するよう強く要望します。

学校施設環境改善交付金に関する要望

平成23年度の学校施設環境改善交付金については、3月11日の東日本大震災の発生に伴い、小中学校の耐震化に特化された配分がされたことにより、公立学校施設の耐震化については、計画どおり整備するための予算確保がされたものの、老朽による大規模改造、空調、トイレ、太陽光発電、体育施設及び給食施設などは校舎・体育館の耐震化と一体的に行う事業を除き大半が不採択となっております。

しかしながら、児童生徒が安心して学べる安全な学校づくりを進めるためには、学校施設における耐震化はもとより、老朽改修単体整備、体育施設及び給食施設等の事業を計画的に実施できる環境整備が必要と考えます。

また、学校施設への太陽光発電の導入は、子どもたちへの環境教育の教材としての活用はもとより、東日本大震災の教訓を踏まえ、自然エネルギーを有効活用した社会基盤整備は、緊急の課題であります。特に災害時には、学校施設が避難所となるため、防災機能としての役割も大きいことから、これらの整備についても急ぐべきと考えます。

よって、市町村における防災や環境に配慮した小中学校の施設整備を、計画的かつ早急に実施するための予算拡充を強く要望します。